●定員適正化計画

川根本町財政の大きなウェイトを占めている人件費。序章でも少し触れた大阪府の橋下府知事も、大阪府職員の給与の見直しや職員数減により３０億円を超える人件費削減を図ろうと必死になっています。川根本町は大阪府と比べれば財政規模は小さいですが、それでも人件費の削減は、財政健全化のため急務となっています。

大阪府枚方市の例を上げると、職員数の削減や給与の一部カットなど人件費の削減に懸命に取り組んでおり、職員数は平成８年の３７７０人から平成19年には２９００人と約10年で８７０人も削減したといいます。人件費の削減など市役所の内部努力を中心に行財政改革を進めた結果、平成11年には70億円以上あった赤字は、平成18年度には解消することができたといいます。

川根本町役場の総職員数は１７３人（平成20年４月１日・出先機関含む）。定員適正化計画で掲げる目標「平成22年度の職員数１７３人」を、２年早く達成できました。

しかし、本町と同程度の人口規模を持つ全国の市町村の「平均職員数１１７人」と比較すると、まだまだ職員数は多いように見受けられます。しかし、町の合併によって大きく広がった行政範囲（県内第３位の面積）を考慮した場合、一概に「多すぎる」と比較できるものではありません。また昨年度までは職員退職に伴う補充は行っておらず、今後は、専門職員などを補充していく考えですが、それでも、平成25年には１５０人にまで減る見通しとなっています。

今後、行政に対するニーズの多様化など、拡大する行政需要に素早く的確に対応するためには、必要最低限の職員数は残しておかなければなりません。激しく変動する経済状態などにも注意しながら、来年度には行政全体の「組織の再編」も計画していますので、すべての事務事業の性格や内容を正確に踏まえつつ、町民の皆さんに納得していただけるような定員の適正化を進めます。

また、給与制度・運用・水準についても同時に適正化を検討していきます。

●職員数の削減　計画と実際の比較

部　門	平成17年4月1日	平成18年4月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日
計画の職員数	187人	185人	185人	182人	175人	173人	169人
実際の職員数	187人	185人	184人	173人	—	—	—

※平成17年4月1日の数値は、中川根町と本川根町の職員数の合計
（川根地区広域施設組合職員を含む）

川根本町総職員数について定員適正化計画に掲げる目標職員数と実際の職員数を比較しました。合併当時の職員数は187人でしたが、職員退職に伴う補充を行わなかったため、自然減による職員数の削減が図られています。平成20年度当初の職員数は173人。平成22年度目標職員数と同じレベルとなっています。

●ここ５年間の一般会計予算額と人件費の推移

「平成18年度決算資料」と、先日皆さんのお宅に配布した「かわねほんちょうことしの仕事」から、ここ５年間の一般会計予算額と人件費の推移について抜粋し比較しました。一般会計予算については、この５年間で約３億５千万円（約5%）の減、そして、人件費は約１億１千万円（約8%）の減となっています。ちなみに一般会計予算の中で人件費が占める割合は約20%（平成18年度）となっています。

最近５年間の一般会計予算額と人件費の推移　（単位：万円・万円未満切り捨て）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
一般会計予算額の推移	683,400	650,700	681,700	671,800	648,000
人件費の推移	144,035	147,677	150,711	130,047	132,807

※平成16年度以前は旧両町の予算額を合算しています。

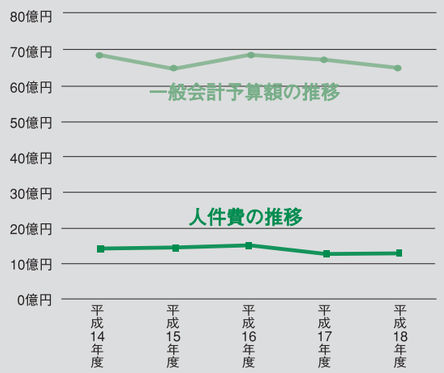

●平成20年度（一部は平成19年度）から、こんな取り組みも始まっています

視察者から資料代の請求やパブリックコメント制度の導入など、平成20年度から（一部は平成19年度途中から）スタートした新制度をご紹介します。これらの制度は主に、新しい財源の確保、町民の皆さんに開かれた行政づくりに向けた取り組みの一環です。

新たな財源の確保のため　※イメージ写真

行政視察者から資料代を徴収します

（平成19年10月1日から）

新たな財源の確保として、本町に訪れる行政視察者から資料代を徴収することとした。

資料代　配布資料の多少にかかわらず、視察者１人から300円（実費相当額）を徴収する。

例外　ただし、資料代を徴収しがたいケースとして静岡県及び県内市町職員による場合、町が構成員となっている団体の場合は例外。

補助金交付の適正化・見直しの方針を定めました

（平成20年3月4日から）

補助金は、町民の税金をもって交付されているものであり、すべての補助金は、適正な支出に努め、常に見直しを行うべきである。また、情報開示は積極的に行い、透明性・公平性を確保することが重要である。見直しにあたっては、行政と町民・各団体などの役割分担を明確にするとともに、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもってしても、なお不足する部分を補助するという必要最低限の原則に立ち返る必要がある。

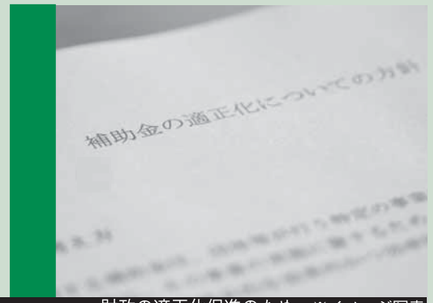

財政の適正化促進のため　※イメージ写真

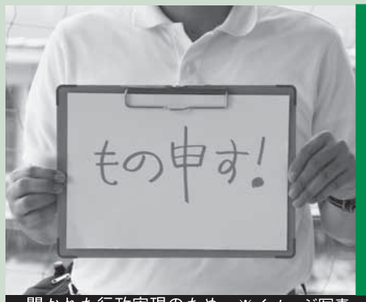

開かれた行政実現のため　※イメージ写真

パブリックコメント制度を導入しました（平成20年4月1日から）

パブリックコメント制度とは、政策や事業の計画・実施に際し、皆さんから広く意見を募集する制度のこと。(1)～(5)の場合に行われる。

(1) 総合計画など町の基本的政策を定める計画、個別の分野において町民生活に影響を与える施策の基本方針、その他基本的な事項を定める計画

(2) 町民などに義務を課し、または権利を制限する条例の制定または改廃に係る基本となる方針

(3) 町の基本的な制度を定める条例または町民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定または改廃に係る基本となる方針

(4) 町民などの公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画

(5)パブリックコメント制度を実施することが適当であると町長が認めるもの

附属機関などが開催する会議の公開および会議録の公表

（平成20年4月1日から）

附属機関などは、公開会議を開催するとき開催日の2週間前までに右に掲げる事項を町の広報やホームページなどで周知する。附属機関などは傍聴要領を定め会議場内の秩序の維持に努めなければならない。

会議を公開する場合は、傍聴者に会議資料を提供する。

実施機関は、会議終了後速やかに会議録を作成する。作成した会議録および会議資料を、会議録を作成した日から7日以内に公表する。

公表方法：町のホームページ掲載か実施機関が指定する場所での閲覧

公表は会議録を作成した日の属する年度の翌年度の末日まで行う。

情報公開の促進のため　※イメージ写真